

(POO) は「新宿区第四次男女共同参画推進計画(素案)のページ番号を示しています。

計画の体系

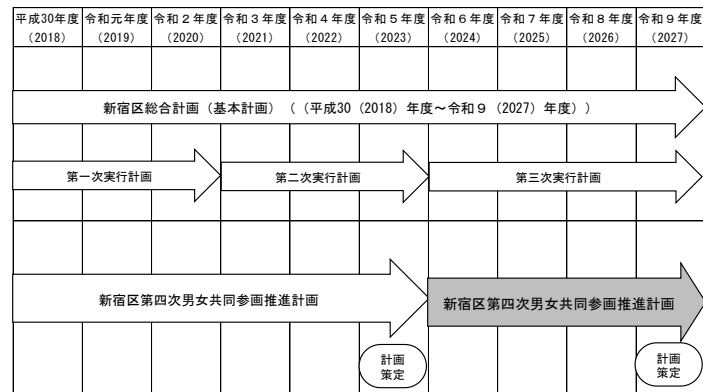
計画の基本的な考え方

「新宿区男女共同参画推進条例」の「男女がすべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現する」という基本理念を踏まえ、新宿区総合計画(基本計画)の個別施策I-7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」を実現するために、くめずまちの姿・状態から本計画のビジョン・視点を設定しました。また、男女共同参画の課題と方向性から5つの目標を定め、総合的に施策を推進していきます。

なお、本計画では、目標2から目標3(2)までを「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条2項の規定に基づく区の「市町村推進計画」として位置づけ、また目標4を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく、区の「市町村基本計画」として位置づけています。

計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和9(2027)年度の4年間とします。



計画ビジョン

3つの視点

目標/個別目標

目標ごとの主な取組み

誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまち新宿

①誰もが個性と能力を十分に発揮できるまちをめざします。

②多様なライフスタイルが実現し、あらゆる場面で男女が公平に参画できるまちをめざします。

③あらゆる暴力のない尊厳をもって暮らせるまちをめざします。

男女共同参画を実現するための推進体制

<ともにみとめあう> (P23)

目標1 多様性をみとめあう社会づくり

- (1) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。
- (2) 固定的な性別役割分担意識を解消します。
- (3) ライフステージに応じた健康支援を行います。
- (4) 性の多様性の理解促進と支援を行います。

<ともにささえあう> (P39)

目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進

- (1) 働き方に対する意識啓発を推進します。
- (2) 仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。
- (3) 子育てや介護と仕事を両立できる支援を行います。

<ともにかがやく> (P56)

目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進

- (1) 働く場における女性の活躍を推進します。
- (2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。
- (3) 地域における男女共同参画を推進します。
- (4) 教育の場における男女共同参画を推進します。

<ともにおもいやる> (P69)

目標4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない安心できる社会の実現

- (1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。
- (2) 配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みを推進します。
- (3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います。
- (4) 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組みを推進します。

<ともにすすめる> (P83)

目標5 協働により計画を推進するための体制づくり

- (1) 区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します。
- (2) 庁内における計画の推進に取り組みます。
- (3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます。

- 区民一人ひとりが、男女共同参画について正しく理解し、行動していきことができるように、広報・啓発活動を展開し、相談事業を充実させます。(事業1・2・3・4・5 P25～26)
- 性と生殖に関する健康と権利について普及啓発を行うとともに、不妊に関する専門相談体制を充実させます。(事業19・20 P34)
- 性の多様性等について正しい認識・理解を図るためにNPO等と連携して意識啓発を行い、性に関する悩みを抱えた当事者や家族等からの相談に応じる体制を充実させます。(事業26・27・28・29 P38)

- セミナーや勉強会の実施のほか、情報誌やホームページなどを通じて、多様な柔軟な働き方に関して情報発信を行い、柔軟な働き方の実践を後押しします。(事業30・31 P44～45)
- 誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様な働き方や子育てニーズなどに対応したきめ細かな保育サービスを充実し、地域全体で子育てを支えます。(事業40・41・42・43・25(再掲)・44・45・46・47・48・49 P51～54)

- 女性の意欲と能力をより社会で生かせるように、女性の就職・再就職支援を行なうとともに、起業等の新たな分野に挑戦する女性の支援、デジタル人材の育成を行います。(事業53・54・55 P57)
- 区の政策・方針決定過程にさらなる女性の参画が図られるよう、区の審議会等への女性の参画を積極的に推進します。(事業57・58・59 P60～61)
- 性別にかかわらず家庭生活や地域生活を担うことができるよう、男女共同参画の理解を深める学習機会や情報提供を行います。(事業62・63 P64～65)

- DVの被害者や加害者に関わりなく、DVを正しく理解し、暴力を防止できるように、DVに関する意識啓発を行います。また、DVに関する相談窓口や被害者の自立支援等、DVに関する支援内容について情報提供を行います。(事業69・70・71 P75～76)
- DV被害者が安心して相談できるよう専門相談を実施するほか、庁内の連携を図り、早期発見・支援を行います。(事業75・76・77 P79)
- 被害者の自立に向けて、関係するさまざまな機関と連携を図り、切れ目のない支援を行います。(事業83・84 P81)
- 性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、その予防のための取組みを推進します。(事業85 P82)

- 「しんじゅく女性団体会議」等の運営により、事業者やNPO等の幅広い意見の反映に努め、協働により講座等を開催します。(事業87 P84)
- 庁内の組織である「新宿区男女共同参画行政推進連絡会議」を中心に、計画の着実な推進を図り、新たな課題への対応を検討します。(事業88 P85)

※ は「新宿区第三次女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけます。
 は「新宿区第三次配偶者等暴力防止及び被害者支援計画」として位置づけます。